

あなたのお住まい
耐震性は大丈夫!?

耐震診断・耐震改修を支援する制度があります!!

アウトライン

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震で亡くなられた方が建築物の倒壊等や家具の転倒によって亡くなっています。昭和56年以前の耐震基準で建てられた住宅や建築物は、耐震性が不足している可能性があります。早めに耐震診断・耐震改修をしておくことが重要です。耐震診断・耐震改修を後押しするために、県や市町村では昭和56年（1981年）以前に建てられた住宅等の耐震診断等の費用に補助金を交付する事業を、平成24年10月から実施しています。ぜひ、ご活用ください。

世界有数の地震大国と言われる日本。地震活動が活発な環太平洋地震帯に位置する日本では、昔から大地震が頻繁に発生しており、昨年発生した東日本大震災のような大地震が近い将来高い確率で発生すると予測されています。平成7年の阪神・淡路大震災では、亡くなった方の約9割が建築物の倒壊や家具の転倒によるものでした。大地震が発生したとき、建築物の倒壊を防ぎ、大切な命を守るために、住宅や建築物の耐震診断・耐震改修を進めましょう。

まずは、耐震診断を受けましょう!

耐震診断は、建築士などの専門家が、住宅・建築物の耐震性がどの程度かを調査して、耐震改修工事の必要性があるかどうかを判定するものです。住宅の耐震性は、昭和56年に導入された新耐震基準で建てられたただでなく、地盤や基礎、建築物の形・構造、劣化状況などによっても違ってきます。専門家が行う耐震診断では、現地で建築物の現況を調査しながら、耐震性を総合的に評価し、耐震性に問題がある場合は補強工事のアドバイスを行います。

耐震診断をどこに依頼してよいか分からない場合は、下記のお問い合わせ先へご相談ください。一定の要件を満たす建築士事務所などを耐震診断事務所として登録し、そのリストを公表しています。

沖縄県民間住宅耐震診断・改修等補助事業 補助金の対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築した鉄筋コンクリート造の戸建て住宅、長屋及び共同住宅で、店舗などの用途を兼ねるもの（店舗などの用途に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。

STEP 1 耐震診断

- 窓口への相談
- 専門家（耐震技術者）への耐震診断の依頼

※耐震診断の結果、耐震性が低いと判断された場合、所有者の意向により次のSTEP 2、3に進むことができます。

建物が地震に対してどの程度耐える能力をもっているかを、構造耐震指標などを算出することにより評価します。

補助金の額・・・戸建て住宅で最大60万円の補助金がです

住宅の種類	補助基準額	補助率
戸建て住宅	90万円/戸（評価機関の判定手数料を基準額に加算する）	2/3 以内
共同住宅	90万円に、1を越える住宅戸数に20万円を乗じて得た金額を加算（ただし、300万円を基準額の限度とする。）（評価機関の判定手数料を基準額に加算する。）	
長屋住宅		

- 補助基準額と実施額を比較して、いずれか少ない額を補助対象額とし、その2/3以内で補助。補助は市町村を窓口として実施します。

STEP 2 耐震改修設計

- 耐震補強設計
- 工事見積

地震に対して建物が求められる耐力を確保するために、耐震診断の結果に基づいて、建物のどの部分をどのように補強するかを具体的に計画します。

- 補助基準額と実施額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内を補助。
- 補助基準額は、耐震診断と同じ

STEP 3 耐震改修工事

- 工事契約
- 着工 ● 完成

耐震改修設計に基づいて補強工事を行います。

- 補助基準額と実施額を比較して、いずれか少ない額の23%以内を補助。
- 補助基準額は、4.73万円/㎡、ただし基準額は限度あり



お問い合わせは・・・

沖縄県建築指導課
098-866-2413

沖縄県建築設計サポートセンター
098-879-1020